

CGC2026改訂と知財・無形資産開示の再整理

総論

結論から言うと、CGC2026で知財は「補充的な開示テーマ」から「取締役会が成長の道筋の中で説明し、監督すべき経営資源」へと格上げされました。2021年改訂では、知財は主として補充原則3-1③の開示論点、補充原則4-2②の監督論点として扱われていましたが、2026年改訂では、原則4-1で成長投資としての知財・無形資産への投資とその具体的実行内容の説明が求められ、原則4-2とその解釈指針では、その配分が適切かを不断に検証し、さらに知財・無形資産については「創出・取得・強化・保護・収益化」に戦略的に取り組むべきだと明記されました。これは、知財が「ESGやサステナビリティの一要素」から、「企業価値ストーリーの中核にある成長投資」へと位置づけ直されたことを意味します。 ①

同時に、2026年7月21日にJPXが更新したコーポレートガバナンス報告書の制度・記載要領は、その変化を実務に落とし込んでいます。とりわけ「コードの各原則に関する取組み」欄における原則4-1の記載例では、収益計画、資本政策、収益力・資本効率目標に加え、成長投資としての設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産投資や、事業ポートフォリオ見直しなどの経営資源配分の説明を書くことが考えられると、かなり具体的に示されました。JPXはさらに、当該内容を有価証券報告書、アニュアルレポート、自社ウェブサイトの記載を参照する形で示してもよいとしています。つまり、CG報告書・統合報告書・有価証券報告書の三つは、今後ますます分断ではなく連動で作られる方向に動くのが自然です。 ②

以下では、まずCGC2026最終版の骨格を整理し、そのうえで知財・無形資産に関する最終内容を精査し、最後に統合報告書・CG報告書・有価証券報告書がどう変わるかを、公開済み制度文書に基づいて推測します。推測部分は、事実と区別して明示します。 ③

改訂の骨格

CGC2026の制度趣旨は、金融庁・東証が繰り返し掲げた「プリンシプル化」「スリム化」「コードの実質化」にあります。最終版では、コンプライ・オア・エクスプレインの対象となる原則は、企業が本質的な取組みに注力できるよう、より概念的・抽象的なものに絞り、その代わりに各原則の実効的実施を支援する「解釈指針」が新設されました。序文では、コードは中長期投資を促すことも期待していること、原則をコンプライする場合でもしない場合でも丁寧な説明が建設的対話に資することが明記されています。 ④

この再設計は、単なる見た目の整理ではありません。JPXの更新資料では、改訂前は基本原則5、原則31、補充原則47で構成されていたのに対し、改訂後は基本原則4、原則26へ再編され、補充原則の多くは解釈指針へ移されました。しかも、解釈指針はコンプライ・オア・エクスプレインの対象ではない一方、原則実施の検討にあたり参照が期待されるとされています。したがって、企業にとっては「形式的に原則番号を埋める」よりも、「自社がどのような論理で原則を実質的に満たしているか」を説明することの重要性が高まっています。 ⑤

知財・無形資産の論点は、この構造変化の受益者です。2021年版では、知財はサステナビリティ開示や経営資源配分の文脈で補充原則に置かれていましたが、2026年版では取締役会の役割そのものを定める原則4-1・4-2に織り込まれました。つまり、知財は「開示すればよい補足論点」ではなく、「取締役会が成長の道筋・資本政策・資源配分の中で説明し、監督する中心論点」へ移動しています。これは、知財部門にとってもIR部門にとっても、扱いが難しいが重要な変化です。 ①

知財・無形資産の位置づけ

2021年改訂で知財に最も直接触れていたのは、補充原則3-1③と補充原則4-2②でした。前者は、経営戦略の開示にあたって自社のサステナビリティの取組みを適切に開示すべきであり、人的資本や知的財産への投資等についても、経営戦略・経営課題との整合性を意識して具体的に開示・提供すべきだとしていました。後者は、取締役会がサステナビリティへの基本方針を策定し、人的資本・知的財産をはじめとする経営資源の配分や事業ポートフォリオ戦略の実行を実効的に監督すべきだとしていました。言い換えれば、2021年の知財は「開示対象」と「監督対象」でした。⁶

これに対し、2026年最終版の原則4-1は、取締役会が会社の目指すところに向けた成長の道筋を構築し、経営戦略や経営計画の策定・公表にあたり、自社の資本コストを踏まえた収益計画や資本政策の基本方針、収益力・資本効率目標を示し、その実現のために、成長投資としての設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資や事業ポートフォリオ見直し等について「具体的に何を実行するのか」を説明すべきだと定めています。さらに解釈指針では、知的財産等の無形資産への投資は競争力や企業価値向上の源泉であることを踏まえ、その創出・取得・強化・保護・収益化に戦略的に取り組むべきだとまで書き込みました。ここでは、知財は「単に投資する対象」ではなく、「戦略的にマネージし価値化する対象」として定義されています。⁷

原則4-2も重要です。2026年版では、取締役会は、自社の経営資源の配分が、成長の実現を目指して策定・公表した経営戦略や経営計画に照らして適切なものとなっているかについて不断に検証すべきであるとしています。解釈指針はさらに、現預金等の金融資産や実物資産等を成長投資に有効活用できているかを含めて検証し、経営資源の配分や事業ポートフォリオ戦略の実行が会社の持続的成長に資するよう実効的に監督すべきだとしています。ここでは知財が名指しされてはいませんが、4-1で成長投資に位置づけられた以上、4-2の「検証・監督」の対象に当然入ると読むのが制度全体に整合的です。⁸

この変化を一言で言えば、CGC2026で知財は「サステナビリティ関連の任意開示テーマ」から、「資本コスト・資本効率・成長投資・事業ポートフォリオと結びつけて説明されるべき取締役会アジェンダ」へ変わりました。しかも、説明すべき内容は抽象的な理念では足りず、「何を実行するのか」「なぜその配分なのか」「どう監督するのか」という執行・監督の接続まで射程に入っています。これは、知財部門単独では完結せず、CEO、CFO、経営企画、IR、法務、事業部門まで巻き込む論点になったということです。これは公開文書から導かれる解釈です。⁹

CG報告書の記載要領

2026年7月21日にJPXが示した「コーポレートガバナンス報告書の更新について」と「コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領」は、CGC2026の実務を読むうえで非常に重要です。まず、改訂後コードに基づくCG報告書の提出期限は2027年7月末日であり、それまでの定期更新は旧コードに沿って行っても構わないものの、期限までに改訂後コードに基づく更新が別途必要です。また、従来の「コードの各原則に基づく開示」欄は、「コードの各原則に関する取組み」欄へ名称変更され、TDnetの入力フォーマット上の切替は2027年3月を目途とされています。⁵

重要なのは、原則4-1の扱いです。記載要領は、「コードの各原則に関する取組み」欄について、①各原則に関する取組みを任意に開示する場合と、②特定の事項を開示すべきとする原則に関する開示を行う場合に使うと説明しています。ここで②の特定開示原則には原則4-1は入っていません。つまり、4-1は法技術的には「特定事項の必須開示原則」ではありません。しかし、同じ記載要領は、2026年7月版コードの序文6を踏まえ、単にコンプライとするのではなく、具体的な取組み内容や当該取組みにより原則を実施していると評価できる合理的理由を示すことが望ましいと明記しています。したがって、4-1は形式上は任意記載欄に属しつつ、実務上は「説明しないと投資家との対話で苦しい」領域になる可能性が高いです。ここは制度文言と市場実務のズレを読むべき箇所です。¹⁰

さらに、原則4-1の記載例に付された注記が決定的です。JPXは、具体的な取組内容として、収益計画や資本政策の基本方針、収益力・資本効率目標、成長投資としての設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産投資、事業ポートフォリオ見直しなどの経営資源配分の説明を記載することが考えられると明示しました。そのうえで、2023年3月31日公表の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に基づく開示をしている場合は、その欄に記載することも考えられるとしています。これは、知財・無形資産の説明がCG報告書の内外に分散していてもよいが、少なくとも企業はどこかでそれを資本政策・資源配分の文脈で説明せよ、という実務メッセージです。 11

また、JPXは、CG報告書本欄に直接記載する方法のほか、有価証券報告書、アニュアルレポート、自社ウェブサイト等の一般公開資料にある該当内容を参照させる方法でも差し支えないとしています。URLを載せるだけでなく、参照箇所を具体的に示すよう求めている点も重要です。これは、会社側に対して単なるリンク逃げを認める趣旨ではなく、「書類横断で整合した説明を作ること」を求めていると読むべきです。 12

開示書類の変化予測

ここからは、上記の制度文書を踏まえた推測です。まずCG報告書は、かなり高い確率で変わります。理由は二つあります。第一に、原則4-1の記載例が知財・無形資産投資まで具体的に示していること。第二に、JPX自身が「資本コストや株価を意識した経営」の開示との接続を認めていることです。すでに東証によれば、2026年3月末時点でプライム市場の93%、スタンダード市場の53%が「資本コストや株価を意識した経営」に関する開示済みで、プライムの74%、スタンダードの26%はアップデート済みです。したがって、多くの会社では、既存の資本コスト対応開示に、知財・無形資産を含む成長投資の説明を接ぎ木し、CG報告書の原則4-1または資本コスト対応欄に整理していく形が現実的だと考えられます。 13

統合報告書は、より本質的に変わるとみえます。統合報告書は法定開示ではありませんが、JPXがCG報告書からアニュアルレポートやウェブサイトへの参照を認め、FSAの好事例集でも、有価証券報告書は全体像や方針、統合報告書は中長期成長に向けたビジョンとプロセスのストーリーを示す媒体として位置付けられています。したがって、統合報告書では今後、知財を単なる保有特許件数の紹介ではなく、会社の目指すところから逆算した「成長の道筋」の中で、どの競争優位を、どの市場・顧客に対して、どのように創出・取得・強化・保護・収益化するのかというストーリーとして語る圧力が強まるはずです。これはCGC2026の原則4-1と解釈指針にもっとも適合する表現形式が統合報告書だからです。 14

その場合、統合報告書の知財記述は、おそらく次のように変わります。まず、知財を「サステナビリティ」章の周辺論点として置くのではなく、「ビジネスモデル」「競争優位」「成長投資」「事業ポートフォリオ」「資本コスト・ROIC・PBR対応」とつながる形で前方に移す会社が増えるでしょう。次に、単なる件数・出願国数から、IPランドスケープ、新事業探索、営業秘密管理、ブランド・データ・ノウハウ・サプライチェーンを含む無形資産束としての説明へ広がると考えられます。FSAの好事例でも、ナブテスコの有価証券報告書では、コア価値を知財・無形資産として定義し、全社知財戦略審議、IPランドスケープ、秘密情報管理、知財クリアランス、取締役会監督まで記述されています。CGC2026は、こうした記述を“好事例”から“望ましい標準”に近づける方向へ働く可能性があります。これは推測ですが、公開済み制度文書と好事例から見ても十分にあり得ます。 15

有価証券報告書については、より慎重に見る必要があります。現時点で確認できる2026年2月20日公表の開示府令改正の説明では、知財の独立した必須記載欄が新設されたわけではありません。2023年以降の法定開示は「サステナビリティに関する考え方及び取組」欄の新設を軸に進み、2026年改正では、プライム市場の一定規模以上の会社に対するSSBJ基準の適用、人材戦略・賃金関連の人的資本開示の拡充、総会前開示を促すための有価証券報告書記載負担の軽減が進められています。したがって、少なくとも現時点では、知財専用の法定欄が直ちに設けられるとまでは言えません。 16

ただし、だから有価証券報告書が知財と無縁のままという意味ではありません。法定開示の現在地は、サステナビリティ欄でガバナンスとリスク管理を必須とし、戦略・指標及び目標を重要性に応じて求める仕組み

ですし、FSAの好事例では実際に知財経営戦略が「サステナビリティに関する考え方及び取組」の中で開示されています。さらに、2025年度のFSA好事例では、人的資本開示を有価証券報告書と統合レポートで整合的に構成する工夫が評価されており、法定開示と任意開示の役割分担と連動が既に始まっています。ここから推測すると、有価証券報告書は今後、「独立した知財欄」ではなく、「戦略」「リスク管理」「事業等のリスク」「サステナビリティ」「MD&Aの説明」の中に、重要性の高い知財・無形資産情報を織り込む方向で進化する可能性が高いです。 17

そして、プライム市場の一定規模以上の会社では、SSBJ基準適用が始まることで、有価証券報告書のサステナビリティ情報は比較可能性と内部統制の観点から一段と厳密になります。金融庁は、平均時価総額1兆円以上のプライム市場上場会社に対して、SSBJ基準に従ったサステナビリティ情報の記載を義務づける制度整備を行っており、適用開始年度・翌年度には二段階開示も可能としています。これ自体は知財を直接名指ししていませんが、CGC2026が知財を企業価値向上の源泉と位置づけた以上、知財が企業の重要なリスク・機会・戦略・資源配分に関わる会社ほど、有価証券報告書での説明水準を上げざるを得ないはずです。ここも制度の横断から導かれる推測です。 18

実務上の示唆

CGC2026を踏まえると、企業が今後問われるのは、「知財がありますか」ではなく、「知財・無形資産をどの成長ストーリーのどこに置き、資本コストを踏まえてどのように配分し、取締役会がどう監督しているか」です。原則4-1の文脈では、知財投資は研究開発・人的資本・設備投資と並ぶ成長投資として語られなければならない、原則4-2の文脈では、それが経営戦略・経営計画に照らして適切か、ポートフォリオ戦略の実行と整合するかを、取締役会が不断に検証しなければなりません。したがって、知財部門の開示も、法務・権利化活動の紹介では足りず、資本配分、将来収益化、リスク管理、オープンイノベーション、事業再編・ライセンス・データ活用まで含めた経営言語への翻訳が必要になります。 19

実務的には、知財の説明は少なくとも五つの要素に分けて設計するのが妥当です。第一に、経営理念・会社の目指すところに対し、自社の競争優位の源泉が何か。第二に、その源泉としての知財・無形資産をどのように創出・取得・強化するか。第三に、どのように保護し、どのように収益化するか。第四に、どのKPIまたは中間指標で進捗を見るか。第五に、取締役会・経営会議・委員会がどの単位で監督しているか。この構成は、CGC2026の原則4-1・4-2、JPXのCG報告書記載要領、FSA好事例の共通部分に沿っています。 20

また、経産省が公表してきた価値協創ガイダンス2.0は、企業戦略において競争優位の源泉となる経営資源や知的財産を含む無形資産等の確保・強化に向けた投資戦略を重視しており、2025年の経産省公表物でも、CGコード改訂や知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.2.0を受けて、知財・無形資産の開示と建設的対話を通じて企業成長の道筋を可視化する方向が示されています。CGC2026は、この流れを東証コードの中核原則側に引き寄せたものだとして理解すると、政策・開示・投資家対話の流れが一本につながります。 21

総括

CGC2026で知財は、端的に言えば「何件持っているか」を語る対象ではなく、「企業価値をどう伸ばすか」を語る対象へ変わりました。2021年が「人的資本・知財を戦略開示や監督に織り込む入口」だったのに対し、2026年は「知財・無形資産を成長投資・資本政策・事業ポートフォリオ・資本コストの中で説明し、取締役会が監督する」という一段深いレベルに移っています。 1

その結果、CG報告書は原則4-1・4-2の説明欄を軸に、知財・無形資産投資を資本コスト・成長投資・経営資源配分と結びつける方向に変わりやすく、統合報告書は価値創造ストーリーの中心に知財を据える方向に進み、有価証券報告書は直ちに独立必須欄ができるとは言えないものの、サステナビリティ・戦略・リスク・人的資本・総会前開示の制度進化の中で、重要性の高い知財情報がより構造的に書き込まれる可能性が高いと考えられます。これはあくまで推測ですが、少なくとも公開済みのコード本文、解釈指針、JPX記載要領、開示府令改正、FSA好事例が、すべて同じ方向を向いています。 22

最も重要な実務上の示唆は、知財開示を「知財部だけの章」に閉じ込めないことです。CGC2026の下では、知財は、成長の道筋、資本配分、事業ポートフォリオ、リスク管理、報酬インセンティブ、投資家対話にまで接続されたときに、初めて“コンプライの理由を説明できる状態”になります。そうでない会社ほど、CG報告書では書きにくく、統合報告書では薄く、有価証券報告書では散発的になるはずです。逆に言えば、知財を経営言語に翻訳できる会社ほど、CGC2026を追い風にできます。 23

1 6 fsa.go.jp

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210406/02.pdf>

2 10 11 12 13 14 22 jpx.co.jp

<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008j85-att/mklp77000000372l.pdf>

3 コーポレートガバナンス・コード（2026年改訂版）の確定について：金融庁

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721.html>

4 fsa.go.jp

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/04.pdf>

5 jpx.co.jp

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/t13vrt000000sodn-att/t13vrt000000xny7.pdf>

7 8 9 19 20 23 fsa.go.jp

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20260721/01.pdf>

15 fsa.go.jp

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241108/06.pdf>

16 サステナビリティ情報の開示に関する特集ページ

https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability-kaiji.html?utm_source=chatgpt.com

17 「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に対する ...

https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html?utm_source=chatgpt.com

18 「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果について：金融庁

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260220/20260220.html>

21 価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス 2.0

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyokaikei/Guidance2.0.pdf?utm_source=chatgpt.com